

東洋學報 第一〇二卷第四号 二〇二一年三月

論 說

『焦氏易林』 占法考——現存本の系統と特徴を踏まえて——

藤 田 衛

はじめに

『焦氏易林』（以下、『易林』）は、六十四卦の中にさらに六十四卦を入れ込み、四千九十六首もの繇辞を撰集した占書である。その著者は、前漢の人である焦贛だとされる。焦贛、字は延寿、梁の人で、京氏易の始祖である京房の師であったことで著名である。ただ、その著者については疑義も存在する。新の頃の人である崔篆や後漢の方士許峻といった説が提出されている。⁽¹⁾

さて、本稿で問題としたいのは、その占法についてである。『易林』では、「乾」のように本卦だけ記し繇辞を付す条と、「乾之坤」のように本卦と之卦を組み合わせて繇辞を付す条とがある。では、この卦はどのように導き出すのか。鈴木由次郎氏は、「周易筮法の系統に属するもので、本卦と之卦とを求めることはまったく周易の筮法と同じ

である」⁽²⁾と述べる。つまり、著者を使って卦を求め、最初に出た卦を本卦とし、変爻があれば、その陰陽を反転させた卦を之卦とすることである。

『易林』の占法については、宋代において議論が交わされていた。しかし、それは、鈴木氏が言う方法論とはまた異なる導き方をするものである。そうした宋代の議論を踏まえた上での『易林』の占法に関する研究はまだまだなされていない。そこで、これまでの『易林』の占法に関する議論を追って、『易林』の占法について検討していきたい。

一、『易林』諸本の系譜

『易林』の占法について論じる前に、現在に伝わっている『易林』の諸本について言及しておきたい。というのは、本によっては『易林』の占法に関する記載が付されており、『易林』での占い方を知る上で重要になるからである。また、これまでに『易林』の諸本に関する考察はなされてきた。⁽³⁾とはいえ、いまだ十全とは言えず、議論の余地がある。加えて、『易林』の流伝や現存本の系統についても論じておくことにする。

『易林』は、『漢書』芸文志には記録されていない。『隋書』経籍志には、「易林十六卷。焦贛撰。梁又校本三十二卷」⁽⁴⁾とある。『旧唐書』経籍志では、「焦氏周易易林十六卷。焦贛撰」とあり、別に「崔氏周易易林十六卷」も載せられている。『新唐書』芸文志でもまた同様である。『宋史』芸文志では、「焦贛易林傳十六卷」と挙げるのみである。陳振孫『直齋書錄解題』にも「易林十六卷」とあり、『易林』を莆田県（今の福建省莆田市）で初めて得たが、それは非

常に脱誤が多く、嘉熙庚子（一二四〇年）、王寺丞侑から本を借りて校合したと述べている。⁽⁵⁾

また『易林』は、北宋において校訂が施されていたことが注目される。承議郎行秘書省校書郎であった黄伯思は、焦贛の『易林』を校讐し定めて十六篇とした。黄伯思は、篇中では字の誤りが多く、「以快爲決」「以羊爲年」とするなどの校訂を行ったと述べている。⁽⁶⁾

現存する『易林』の諸本には、大きく分けて元抄本・明刻本・校宋本がある。

元抄本とは、毛氏汲古閣元抄本と烏程蔣氏密韻楼藏影元抄本のことである。ともに内容は同一である。元抄本は、十六卷で構成され、巻頭に前漢末の人である費直の作とされる「焦氏易林序」、唐・王兪の「漢焦小黃周易變卦筮敘」、そして「焦氏直日」が付されている。その「焦氏直日」が、卦氣説による六十四卦での一年配当として占候方法を記した部分である。元抄本の大きな特徴に、注が施されていることが挙げられる。その注は、誰によるものか不明であるが、避諱の例や元初の書物が引用されていることから、宋末元初の人によるものだと推測されている。⁽⁷⁾

元抄本は明清ではほとんど流通することがなかったようで、明清の刻本には注が付いた『易林』はない。ただし、残存する『永樂大典』の巻一万五千一百四十三に『易林』の兌の項が全文引かれており、しかも注付きで、元抄本とよく合致する。そのことから、明朝の宮廷書庫には元抄本が保存されていたことが知られる。元抄本は、烏程蔣氏密韻楼藏影元抄本が『四部叢刊初編』に収録されるに至って、その存在が広く知られることとなった。⁽⁸⁾

『易林』の版本で広く通行したのが、明刻本系統である。明刻本は、成化九年（一四七三年）、彭華が刊刻したことに始まる。それは、彭華が内閣の近くで書を閲覧していたときに得た『易林』を底本とする。⁽⁹⁾ 現在、彭華本そのもの

のはほとんど流通しておらず、南京大学図書館のみに蔵せられているようである。⁽¹⁰⁾ 筆者は未見である。

次に、嘉靖四年（一五二五年）、姜恩が刊刻した本が挙げられる。姜恩は、その彭華本を康対山先生から示してもらったと述べている。⁽¹¹⁾ 姜刊本は、『易経』に擬えて上経・下経の二巻で構成され、巻頭には「周易變卦序」（元抄本で言う「漢焦小黃周易變卦筮敘」、黃伯思の「校定焦氏易林序」、「雜識」（元抄本で言う「焦氏易林序」、南宋・薛季宣の「紀驗」が、巻末には彭華の「題焦氏易林後」と姜恩の「序焦氏易林後」が付されている。しかしながら、姜刊本には欠字が散見され、すぐれた本とは言えない。

ところで、中国国家図書館には、他とは異なる『易林』の抄本が所蔵されている。⁽¹²⁾ それは、姜刊本と同様に、上下経二巻で構成され、巻頭に「焦氏易林序」「校定焦氏易林序」「沙隨程迥記驗」が付され、巻末は彭華の「題焦氏易林後」で終わっている。そのことから、彭華本と関係があるはずである。そして、姜刊本の欠字の部分が、この抄本ではしつかりと書かれている。また、小字注に出入がある。すなわち、抄本にはある小字注が姜刊本にはなく、その逆もまたある。それは、姜恩が底本とした彭華本には書き漏らしがあり、また増訂が加えられていた可能性が考えられる。この抄本は、彭華が内閣の近くで得た原本に近いのではないかと思われる。宋代の避諱がなお保存されていることも、その来歴の古さを示している。例えば、「恒」や「溝」、「媾」に欠筆がみられ、北宋の真宗（恒）と南宋の高宗（構）の諱を避けたためだと推測される。また巻頭に「焦氏六十卦直日圖例」「六十卦直日積分圖」「直日積分圖後語」「葉氏卦氣圖」「李氏卦氣圖」「卦日刻分例」が付け加えられているのが注目される。これらは、他の『易林』の諸本にはないものである。ここで言う「李氏」とは北宋の人である李漑のこと、⁽¹³⁾ 「葉氏」はおそらく北宋

末・南宋初の人である葉夢得のことだと思われる。葉夢得が、わが家に『焦貢易林』『京房易』の二書がある⁽¹⁴⁾と述べており、『易林』の解釈書があったとしても不思議ではない。ただ、「葉氏卦氣圖」なるものは、ここ以外ではみえない。もしかすると、この抄本は、葉夢得の家蔵本に由来するのかもしれない。北宋の真宗と南宋の高宗の諱を避けていることと葉夢得の生きた時代とが合致するからである。

『万曆統道蔵』には、『易林』が収録されている。上下経各五卷の十卷で構成され、卷末に陳振孫「題識」、彭華「題易林後」、姜恩「乃易林後」、馬璘「刊焦氏易林說」がある。嘉靖十三年（一五三四年）に書かれた「刊焦氏易林說」には、馬璘は康対山が刻するところの本を得て翻刻したとある。康対山は、姜恩に彭華本を示した人物である。しかし、康対山が蔵していた本そのものを得たかどうかは疑わしい。姜刊本と基本的に構成を同じくし、姜恩の後序も付していることから、馬璘は姜刊本を底本にして刊行したものと疑われる。この本の注目すべき点は、姜刊本にみられた欠字が、すべて補われていることである。その補われた字を前述の抄本と比較してみると、ことごとく一致しない⁽¹⁵⁾。もとづくところは不明で、馬璘の意によって補われた可能性がある。

万曆二十一年（一五九三年）刊、周日校弁疑館刊本がある。馬刊本を底本とし、上経二卷、下経二卷の合計四卷で構成されている。版心上方に「辨疑館（卦名）」と記す。「沙隨程迥記驗」の末尾に「曆皇歲在昭陽大荒寧月皇極之日茂苑陸獅之飛卿校訂／繡谷周日校應賢督刊」とある。馬刊本と異なる点は、序に著の捌き方を説いた「筮儀」、サイコロを用いた擲占法を記した「代著法」が置かれていることである。

明万曆末頃の刊とされる何允中『広漢魏叢書』所収本は、四卷で構成され、「景陵鐘惺評閱」とある。その内容が

ら推測すると、馬刊本を底本としたのではないかと思われる。また「上經考異」が付されている。それは、ある一本において同人の屯から否までの十卦の繇辭が闇本すなわち姜恩刊本が底本とした彭華本と異なっていた部分を挙げる。その一本の異同は、現存する『易林』ではみられない。しかし、その異なる繇辭を検してみると、井の屯から否の繇辭と一致する。おそらく、井の屯から否の繇辭が同人の屯から否に誤入したのであろう。その一本は、あまり質の良い本ではなかったようである。

天啓六年（一六二六年）刊、新都唐琳刊本は十六巻で構成されている。唐瑜の序によれば、坊刻本では上下經四巻とされるが、旧志では十六巻とされるので、本来の形によつたと述べている。⁽¹⁶⁾ その坊刻本は、唐琳刊本には「筮儀」「代著法」が付されていることもあり、弁疑館刊本のことだと考えられる。唐琳刊本は、唐琳がさらに校語を加えていることに特徴がある。

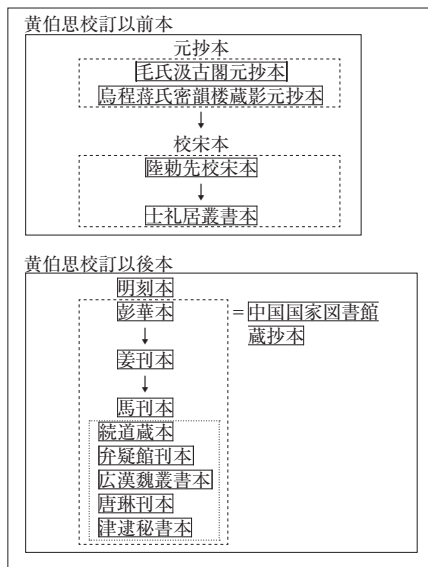
毛晋『津逮秘書』所収本は、四巻で構成され、馬刊本と内容がよく一致することから、馬刊本系統の本を底本としたとみられる。なお『四庫全書』は、この毛晋の津逮秘書本によつてゐる。ただ、隋唐宋志の經籍志や芸文志では十六巻とすることから、四巻を分けて十六巻にしたと述べている。⁽¹⁷⁾

清代になると、校宋本が出現する。『士礼居叢書』に収録されているのが、そうである。その校宋本は、陸勅先校宋本にもとづく。陸勅先とは、明末清初の蔵書家として著名な陸貽典のことである。陸貽典は、康熙丁未（一六六七）年の校宋本の跋文で、その來歴を記している。陸貽典の従兄弟である薑臣が、瞿玄錫の宋校本『易林』を借りてきて、刻本と対比させてみると、両書は甚だ異なつてゐた。陸貽典も借りて校勘しようとしたが最後に至る前にや

めてしまった。それから十一年経って、友人を頼って瞿玄錫の校本を借り、校勘し終えることができたという。瞿玄錫が陸貽典に語ったところによれば、この宋本には注が付いていたが、記録することができなかつたという。その宋本は錢謙益家蔵から出たものだと、陸貽典は推測している。⁽¹⁸⁾

校宋本が刊刻されるに至った経緯については、顧広圻の序に記載されている。⁽¹⁹⁾ それによると、顧広圻が十六、七歳のとき、長洲の張白華のもとに遊学し、程念鞠の家に住ませてもらうことになった。程念鞠は、同門で、よく書を蓄え、陸勅先校本『易林』を持っていたが、呉枚菴が借りたまま失ってしまったという。そのことを聞いた顧広圻は、一瞥もできないことを惜しみ、多方に訪ね捜してまわり、遂に袁廷禱が持っていた呉枚菴や盧文弨らが見るところの校宋本をみせてもらった。その校宋本が、最後は黄丕烈の手に帰すことになったと述べている。黄丕烈の証言によると、書坊で呉枚菴校陸勅先校宋本一冊を見たが、完本でないため買うことはしなかつた。⁽²⁰⁾ 後にその本は、袁廷禱の所有となる。袁廷禱は、盧文弨が陸勅先校宋本を持っていることを知り、借りて副本を作った。黄丕烈の郡で広まった陸勅先校宋本は、袁廷禱の副本にもとづくものであったという。しかし、その本は何度も転写され、訛誤がますます多くなつていった。黄丕烈は、陸勅先校の原本そのものを見ることができないことを残念に思っていたおり、友人に袁廷禱の蔵書を買わないかと打診を受ける。その中に陸勅先校の原本があったことから、白金三兩で購入し入れたという。⁽²¹⁾ それが、嘉慶九年（一八〇四年）のことである。なお、袁廷禱が盧文弨から借りて写したのが、乾隆六十年（一七九五年）のことである。袁廷禱は、また嚴可均が所蔵する本を借りてきて参校し善本を完成させたと述べている。⁽²²⁾ 黄丕烈が陸勅先校の原本を購入した翌年、嘉慶十年（一八〇五年）、顧広圻による陸

【図一】『易林』分類図



勅先校宋本の臨校を経て、嘉慶十三年（一八〇八年）、黄丕烈が刊刻する。これが校宋本出現の顛末である。⁽²³⁾

さて、校宋本で注目されるのが、「乾之大畜」の繇辞である。姜刊本等は「三年争雌」とするのに対し、校宋本は「三羊争雌」とする。黄伯思が「以羊爲年」とする校定を行ったと言え、校宋本は黄伯思校定以前の本にもとづくことになる。しかしながら、校宋本と元抄本を比べるとよく一致し、校宋本の大本の本には注があったと言うので、実際は元抄本に由来する可能性が高い。⁽²⁴⁾

は諸本を校合した本である。ここでは省略する。

その他の清刻本は、校宋本か明刻本の重刻本、あるいは

伝存している『易林』の中で、中国国家図書館所蔵『易林』抄本が、本文が書かれた時代では最も古いと思われる。おそらく南宋の抄本に由来するものであろう。その次に元抄本である。黄丕烈が刊刻した士礼居叢書本は、校宋本とは言うものの、もとは元抄本に由来すると思われる。明刻本は、彭華本に始まり、姜刊本はそれを底本にした本である。馬刊本は、姜刊本に訂補を施した本で、それ以後の明刻本は馬刊本を基礎とする。明刻本は、黄伯思の「校定焦氏易林序」が付されていることもあり、黄伯思校訂以後の本にもとづくと考えられる。元抄本と明刻

本の内容には、大きな隔たりが存在する。その原因の一つには、元抄本は黄伯思校訂以前の本、明刻本はそれ以後の本にもとづくものであったことが考えられる。以上の考察を踏まえて、元抄本・明刻本・校宋本をその本文の内容をもって分類すると、【図一】のようにまとめられる。

二、『易林』の占法の検討——中国国家図書館蔵抄本を活用して

さて、『易林』の占法の議論に移ろう。『易林』の最も古い占例は、『東觀漢記』にみえる。

沛獻王輔 京氏易を善くす。永平五年秋、京師に雨少なし。上 雲臺に御し、召して席を尙び、卦具を取りて自ら卦を爲し、周易卦林を以て之を占ふ。其の繇に曰く、蟻 穴戸を封じ、大雨 將に集らんとす、と。⁽²⁵⁾

ここで挙げられている繇辭は、現行本『易林』の「震之蹇」の辭と同じである。「卦具を取り」とあることからすると、『易』と同様に筮竹を用いて占っていたのではないかと思われる。問題は、どのようにして本卦と之卦を求めたのか、である。

最初に考えつくのが、これまで指摘されてきたように、いわゆる易筮法によるものである。著を使って一卦を求め本卦とし、老陽・老陰の変爻が出れば、その爻の陰陽を反転させた卦を之卦とするということである。そうであれば、単純明快である。弁疑館刊本に付されている「筮儀」は、まさに易筮法による撰法を記したものである。しかし、その記述を検してみると、朱熹が著した「筮儀」と全く一致する。朱熹の「筮儀」を転用したものであることは疑いない。また、擲占法を記した「代著法」も付されていたが、これもまた宋・儲泳撰「祛疑說」「易占說」か

らの転載である。これらは明になって付与されたもので、『易林』の本来の占法であったとすることはできない。

『易林』の占法は、宋代になってにわかに議論されるようになった。北宋において『易林』を校訂した黄伯思は、次のように述べている。

臣 延壽の法を謂ふ、凡そ筮して某卦の某卦に之くを得れば、則ち其の之く所の卦林を觀て以て吉凶を占ふ。或いは卦爻 發せざれば、則ち但だ本卦の林詞を觀るのみ。⁽²⁷⁾

黄伯思が言う「延壽の法」とは、つまるところ易筮法に他ならない。筮して本卦を得、老陽・老陰があれば、その之卦の繇辭をもつて吉凶を占い、なければ、本卦の繇辭をみるということである。また王侁なる人物が、雍熙二年（九八五年）に、上述した占法によつて占斷された例を挙げてゐる。⁽²⁸⁾ こうした易筮法による占斷は、民間でよく行われていたやうで、程迥が、紹興末、ある人に『易林』をもつて筮してもらつたと述べている。⁽²⁹⁾

一方で、黄伯思は、『易林』には「直日卦中に于いて得る所の卦を求め、以て人の吉凶を考ふ」⁽³⁰⁾とする占法があつたことを述べている。これは、分卦直日法による占法である。分卦直日法とは、読んで字のごとく、卦を日に分配する方法論のことである。この法は、卦氣説の根幹をなす説である。卦氣説は、前漢の孟喜に始まり、京房によつて完成されたとされる。⁽³¹⁾ 卦氣説では、一年を六十日とする四分曆を使用し、六十卦に分配したとき、一卦は均しくの $\frac{365}{60}$ 日（以下、六日七分）となる。そのことから六日七分法とも呼ばれる。一卦六爻であるので、おおよそ一爻一日となる。焦贛は、災変を占うことにおいてすぐれており、『易』六十四卦を一年の日に配分し、風雨寒温を觀察して占い、それぞれ効験があつたとされる。⁽³²⁾ であるから、『易林』が焦贛の作とされている以上、分卦直日法による占

法は、決して故なきことではないのである。

その分卦直日法による占法は、元抄本の「焦林直日」に記載されている。「焦林直日」では、坎・震・離・兌を除く六十卦に六日を当て、坎・震・離・兌には一日を当てる⁽³³⁾。合計三百六十四日、おおよそ一年の日数となる。坎・震・離・兌がとりわけ一日とされるのは、それぞれ冬至・春分・夏至・秋分に当てられるからである。「凡そトは本日何の卦を得るかを看、便ち本日の卦内に於いて、卜する所を尋ね卦を得、凶吉を看る⁽³⁴⁾」とある。「凡そトは本日何の卦を得るかを看」とは、占う日が、分卦直日法ではどの卦に当たるのかを見るところである。「卜する所を尋ね卦を得」とは、今度は著を使って卦を求める、すなわち易筮法を行うということである。そして、ふたつを組み合わせて、吉凶を判断するのである。つまり、分卦直日法によって本卦を求め、易筮法によって之卦を求める。「焦林直日」に記載されている占法は、分卦直日法と易筮法とを組み合わせたものであった。

しかし、黄伯思はこうした分卦直日法による占法には否定的であった。

後世の味なる者は悟らず、乃ち二術を合して之を一とし、直日卦中に于いて得る所の卦を求め、以て人の吉凶を考ふ。燕薊の祕法に謬託するは、豈に誤ること甚しからずや。蓋し直日の法、分至の外の餘日惟だ一爻の用に事にして、易林の變卦は則ち止だに一爻のみに非ざるなり。乃ち林の林自り日に直つるの災祥の法・自ら日に直つるの災祥の法の二者、皆な易に本づき、同じく焦贛に出づと雖も、而して初め未だ嘗て其の用を一にせざるを知るなり。⁽³⁵⁾

黄伯思は、『易林』と分卦直日法はともに『易』にもとづき、同じく焦贛より出たとはいえず、これまでそれらを一

つに合した例はないと難じる。「蓋し直日の法、分至の外の餘日惟だ一爻の用事にして、易林の變卦は則ち止だ一爻のみに非ざるなり」とは、二至二分に配当される坎・震・離・兌が一日のみに当てられることに対する批判である。一爻一日とすれば、坎・震・離・兌は一爻分の日数しか与えられておらず、一卦は六爻あり、一爻に止まるものではないのでおかしいという指摘である。

それに対して、分卦直日法による占法を擁護したのが、南宋の人である薛季宣である。薛季宣は、「或いは直だ周易の卦爻を以て占ひ、數猶ほ屢しば符效有るも、林筮に用ふるに至りては、頗る合せざること多し。伯思の説、未だ循ひ易からざるなり」と、黄伯思の説には否定的な見解を示す。代わりに、完全に分卦直日法によつた占法を主張する。「筮法は固より直日林中に於いて遇ふ所の卦を求め、遇ふ卦林中に於いて變じて之く所を求む」とする。「直日林中に於いて遇ふ所の卦を求め」とは、占う日が分卦直日法ではどの卦に当たるかを見て本卦を求めるという意味である。「遇ふ卦林中に於いて變じて之く所を求む」は、之卦の求め方を述べているのだが、どういった意味なのか。それが、以下の記述に詳しく述べられている。

京氏學は卦爻を以て晷日に分配し、坎・離・震・兌の用事は分至の首に自りし、皆な八十分日の七十三を得たり。頤・晉・井・大畜は皆な五日十四分、餘は皆な六日七分なり。歲既に之有り、日も亦た宜しく然るべし。直日卦中に於いて卦を分け時に直て、如し日の次日に之けば、凡そ十卦、一時八刻三分、之を一卦に刻し時に配せば、一刻二分有り。頤・晉・井・大畜は、皆な五刻一分、坎・離・震・兌、事を日に用ひ、卦の貞悔、初爻の首、中爻の中は、皆な四刻一分、是れ又た卜數の一法なり。筮を待たずして占ふは、自ら通用すべし。⁽³⁸⁾

薛季宣は、いわば分卦直時法を提唱する。すなわち、一卦六日七分をさらに六十四卦で分配するのである。「直日卦中に於いて卦を分け時に直て、如し日の次日に之けば、凡そ十卦」とするのは、六日七分を六十四卦で分配した場合、おおよそ一日十卦となることを述べたものである。一日は、時（今の二時間）で表せば十二時、漏刻で表せば百刻となる。「一時八刻三分」とは、一時（二時間）が漏刻で表せば八刻三分に相当することを述べたものである（ $100 \div 12 = 8 \frac{1}{4}$ ）。しかし、「之を一卦に刻し時に配せば、一刻二分有り」以降は、どのように算出したのか、いまひとつ掴めない。もし一卦当たりの刻数を表すとすれば、六日七分は $608 \frac{1}{4}$ 刻であり、六十卦に均等に六日七分を配分した場合は、一卦分は $10 \frac{1}{4}$ 刻となる（ $608 \frac{1}{4} \div 60 = 10 \frac{1}{4}$ ）。そのうち、頤・晋・井・大畜は五日十四分、坎・離・震・兌は七十三分とされ、合すれば、六日七分である。その割合で、一卦 $10 \frac{1}{4}$ 刻を分ければ、おおよそ $8 \frac{1}{4}$ 刻と $2 \frac{1}{4}$ 刻となる。なぜ頤・晋・井・大畜が「五刻一分」、坎・離・震・兌が「四刻一分」となるのか、筆者には理解できなかった。後考を俟ちたい。

薛季宣が言う分卦直日法による占法では、占う日および時間を用いる。占っている日にちが分卦直日法においてどの卦に当たるのかをみる。それを本卦とする。次に占っている時間が、分卦直時法においてどの卦に当たるのかをみる。それを之卦とする。それを組み合わせて見るべき繇辞を選定するのである。この占法では、易筮法を用いることはない。しかし、分卦直日法は孟喜・京房にみられる説であるが、いわゆる分卦直時法なるものは薛季宣以外に唱えている者はいない。薛季宣の発案によるのだと思われる。それゆえ、これが『易林』の占法だったと言っても信用できないところがある。

ところで、中国国家図書館蔵『易林』抄本には、「焦氏六十卦直日圖例」「六十卦直日積分圖」「直日積分圖後語」「葉氏卦氣圖」「李氏卦氣圖」「卦日刻分例」が付されていた。これらは、これまで誰にも着目されてこなかったものである。ここで注目されるのが、すべて卦氣説に関わることである。このような記述が『易林』に付されているのは、分卦直日法による占法と関係があるに違いない。そこで、それらの記述を読み解いておきたい。

最初の「焦氏六十卦直日圖例」は、元抄本「焦林直日」とほぼ同じ内容で、一卦を六日に当て、六十卦で三百六十日、残りの坎・震・離・兌は一日に当てることを表記したものである。

「六十卦直日積分圖」は、一卦六日七分としたとき、六十卦でどのように一年の日数が巡るのかを記したものである。復から始め、卦ごとに六日七分を足していっている。復は六日七分に配当され、次の屯はそこに六日七分を足して「十二日十四分」となる。それを以後、繰り返している。復から需までの十二卦の合計日数は「七十三日四分」で一区切りとする。この区切りは、端数が八十分を超えたとき、すなわち一日に達したときの区分である。需の次の随が「六日十一分」となっているのは、「七十三日四分」の端数の「四分」が持ち越され、六日七分に足されたからである。³⁹ 次のまとまりである随から師までは十一卦で構成されているのも、師において端数が八十分に達したことによる。随から師までの合計日数は「六十七日一分」で、その端数の「一分」は次の卦に加えられるので、比は「六日八分」となっている。それ以下も同様である。

「直日積分圖後語」によれば、六日七分を六爻に配するとき、均等に爻に分配するようである。

一日は八十分と爲して、一爻は八十一分一秒日に直つ。一分は六秒と爲し、歴一日は百刻と爲す。一卦は六日

七分に直て、其の一分は一刻十分刻の二分半に當て、七分は八刻十分刻の七分半に當つ。⁽⁴⁰⁾

一日は八十分 $(\frac{80}{10})$ で表すとす。一爻は八十一分一秒日に直つは、六日七分を六爻に分配した値で、一爻当たりの日数である $(\frac{6 \times 7 + 6}{80})$ 。一日を百刻とする漏刻で表すと、一分は $\frac{1}{10}$ 刻 $(\frac{1}{10} \times 100 = 10)$ となり、七分は $\frac{7}{10}$ 刻 $(\frac{7}{10} \times 100 = 70)$ となる。

また「直日積分圖後語」には、次のような記述もある。

若し積餘七十三分以上ならば、則ち一爻の終始一日を其の中に包む。⁽⁴¹⁾

六日七分を重ねていき、端数が七十三分以上の場合、一爻の終始に一日を含めるとす。これはどういふことか。

七十三分を除くは、則ち後卦の上爻 兩日に盡くればなり。餘七十四は、上爻にて三日に涉り、餘七十五分は、

第五爻にて三日に涉り、七十六分は、第四爻にて三日に涉り、餘七十七分は、第三爻にて三日に涉り、餘七十

八分は、第二爻にて三日に涉り、餘七十九分は、初爻にて三日に涉り、皆な積分を以て之を推すべし。⁽⁴²⁾

六日七分を積日していき、七十三分から六日七分を数えていく場合、一爻 $\frac{1}{10}$ 日なので、すべての爻は二日を越えることはない。しかし、七十四分の場合になると、初爻から五爻までは二日以内で尽きる。しかし、上爻は、

$479 \frac{6}{80}$ から $560 \frac{6}{80}$ までとなり、わずかながら三日間に涉ることになる。以降も同様で、七十五分では五爻、七十六分では四爻、七十七分では三爻、七十八分では二爻、七十九分では初爻と、三日に涉る爻がどんどん下にずれてくる

〔表一参照〕。このことは、他の卦とは異なり、一卦が七日に涉ることを意味する。一卦が七日に及ぶ卦は、「六十卦直日積分圖」での一区切りの最後の卦である需・師・履・觀・蹇の五卦のみである。「需は七日に直つ」とあるの⁽⁴³⁾

【表一】積余七十三分以上の直日積分例⁽⁴⁴⁾

積余 爻位	七十三分	七十四分	七十五分	七十六分	七十七分	七十八分	七十九分
初爻	154.1	155.1	156.1	157.1	158.1	159.1	160.1
二爻	235.2	236.2	237.2	238.2	239.2	240.2	241.2
三爻	316.3	317.3	318.3	319.3	320.3	321.3	322.3
四爻	397.4	398.4	399.4	400.4	401.4	402.4	403.4
五爻	478.5	479.5	480.5	481.5	482.5	483.5	484.5
上爻	559.6	560.6	561.6	562.6	563.6	563.6	563.6

は、そのことを述べている。「若し積餘七十三分以上ならば、則ち一爻の終始一日を其の中に包む」とは、積余七十三分以上の場合、その次の卦には一日多く包括されるという意味である。「六十卦直日積分圖」は、分卦直日法を使って占うとき、今がどの卦に当たるとかを把握するために作られた表であったと考えられる。

「六十卦直日積分圖」の次に、「葉氏卦氣圖」が置かれている。これは、卦爻の二十四節氣・七十二候配当を記した卦氣表である。ここでは、冬至からの三十日間を、六日七分の配当とともに記している。最初の行に「坎 初六 冬至」とあり、これは、坎・震・離・兌の各爻を二十四節氣に配当し、坎の初六が冬至となることによる。「復 初九 蚯蚓結」は、十二消息卦で七十二候を配当したもので、復の初九が冬至の初候である「蚯蚓結」に配当されることを言ったものである。そして「一 中孚公 初九」とあるのは、卦氣説では中孚から始まり、冬至は中孚の初九に配当されることによる。卦氣説では、六十四卦それぞれに現実の地位である、方伯・諸侯・卿・大夫・公・辟が当てはめられる。「中孚公」とあるのは、中孚が公の位であることを示すものである。

冬至から次の小寒までの十五日は、中孚の初九から屯の六三の十五爻となる。「十五氣盈三分半」とあるのは、屯の六三はちょうど卦の半分であることから、六日七分

の七分を半分にしただけである。その次の行に記されている「氣盈十七分半」は、十五日までに端数が十七分半あることを示している（七分+七分+三分半=十七分半）。これ以降も、同様である。

またその次に「李氏卦氣圖」も付されている。これは、李漑の卦氣図である。「李氏卦氣圖」は、「葉氏卦氣圖」と同様に、卦爻の二十四節氣・七十二候配当を記したものである。ただ、「葉氏卦氣圖」と配当を異にしている。「葉氏卦氣圖」では復の初九を冬至の初候「蚯蚓結」に当てて始めていたが、「李氏卦氣圖」では復の六四に当てるといふ違いがある。

十二消息卦での一年配当では、一卦一ヶ月に当てられる。例えば、復は十一月、臨は十二月のようにである。「李氏卦氣圖」は、その規則に従って各月の節氣から初爻を置いて配当していく。それに対し、「葉氏卦氣圖」は、一年の始まりである十一月中の冬至から復の初爻を置いて配当していつている。筆者は、前漢末以降に成ったとされる緯書の『易緯通卦驗』の七十二候を考察したことがある。⁽⁴⁵⁾『易緯通卦驗』は李漑の卦氣図とはまた異なる七十二候を採用するが、十二消息卦配当は同じであると考えられた。また「葉氏卦氣圖」の配当だと、復であればその六爻は十一月から十二月の七十二候に涉ることになり、十二消息卦での一年配当とずれが生ずる。「葉氏卦氣圖」は、漢代にあった分配法だとは思えず、あえて李漑の卦氣図に対し異説を立てた感が否めない。

最後に付されている「卦日刻分例」は、各爻がどのように日数に配当されるのかを記したものである。そこでは、まず基本的な値を提示している。「歴一日爲百刻」は、漏刻では百刻で一日であることを述べたものである。「卦一日爲八十分」は、一日は八十分⁽⁸⁰⁾で表されること、「日一分爲六秒」は、一日での一分⁽⁶⁰⁾を六秒とすること、

「一分當一刻十分刻之二分半」は、一分を漏刻で表すと、「 $\frac{1}{10}$ 刻となること」($100 \div 8 \frac{1}{2}$)、「七分當八刻十分刻之七分半」は、七分は $\frac{7}{10}$ 刻となること ($\frac{7}{10} \times \frac{100}{8 \frac{1}{2}}$) を言ったものである。

以上の値をもとに、漏刻単位で、卦爻がどのように日にちをめぐるのがを記した表が、「卦日刻分例」に見える。それをもとに一年の卦爻のめぐりを表示したのが、【表二】である。なお、各卦の初爻の余分はそれより前に蓄積した余りで、二爻以降は数えはじめる地点の余分である。この表では、己巳の冬至に、卦氣説の始まりの卦とされる中孚の上九、および上述の「葉氏卦氣圖」にもとづき復の初九が来るようにしてある。癸亥から始まるのは、「此の圖 癸亥に起るは、中孚の初を知らんと欲すればなり」とされる⁽⁴⁶⁾ように、中孚の初九からどのように分配されるのかを明らかにしようとしたためである。中孚の初九を「第十四分より起る」とし、次の中孚の九二を「第十五分二秒」、中孚の六三を「第十六分三秒」とされ、一分一秒ずつ加算されていく。それは、一爻が一日一分一秒とされるからである。そして中孚の上九では「第十九分六秒に起り」、「第二十分⁽⁴⁷⁾に盡く」とされるのは、六秒で一分とされるからである。そして、次の卦の復の初九は「第二十分」から始まる。それ以降も、同様にして日にちをめぐらしていく。なお「若し又た明年なれば、則ち冬至は甲戌日の四十一分に在り」とある⁽⁴⁸⁾のは、以上のことをもって巡らせば、翌年の冬至の日にあたる復初九は、甲戌日の第四十一分にあたることによる【表二】参照。

以上の「焦氏六十卦直日圖例」「六十卦直日積分圖」「直日積分圖後語」「葉氏卦氣圖」「李氏卦氣圖」「卦日刻分例」は、分卦直日法による占法のために作られたと推される。占う日が、分卦直日法において、どの卦に当たるのか正確に把握するために作成されたのであろう。これらがいっ頃、作られたのかは詳らかでない。しかし、漢代に

【表二】卦日刻分表

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	日数
丁丑	丙子	乙亥	甲戌	癸酉	壬申	辛未	庚午	己巳	戊辰	丁卯	丙寅	乙丑	甲子	癸亥	干支
屯六三	屯六二	屯初九	復上六	復六五	復六四	復六三	復六二	復初九	中孚上九	中孚九五	中孚六四	中孚六三	中孚九二	中孚初九	卦爻
第三十分三秒	第二十九分二秒	第二十八分	第二十六分六秒	第二十五分五秒	第二十四分四秒	第二十三分三秒	第二十二分二秒	第二十一分	第十九分六秒	第十八分五秒	第十七分四秒	第十六分三秒	第十五分二秒	第十四分	余分
30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	日数
壬辰	辛卯	庚寅	己丑	戊子	丁亥	丙戌	乙酉	甲申	癸巳	壬午	辛巳	庚辰	己卯	戊寅	干支
睽上九	睽六五	睽九四	睽六三	睽九二	睽初九	謙上六	謙六五	謙六四	謙九三	謙六二	謙初六	屯上六	屯九五	屯六四	卦爻
第四十七分六秒	第四十六分五秒	第四十五分四秒	第四十四分三秒	第四十三分二秒	第四十二分	第四十分六秒	第三十九分五秒	第三十八分四秒	第三十七分三秒	第三十六分二秒	第三十五分	第三十三分六秒	第三十二分五秒	第三十一分四秒	余分
		372	371	370	369	368	367	366	365	364	363	362	361		日数
		甲戌	癸酉	壬申	辛未	庚午	己巳	戊辰	丁卯	丙寅	乙丑	甲子	癸亥		干支
		復初九	中孚上九	中孚九五	中孚六四	中孚六三	中孚九二	中孚初九	頤上九	頤六五	頤六四	頤六三	頤六二	...	卦爻
		第四十一分	第三十九分六秒	第三十八分五秒	第三十七分四秒	第三十六分三秒	第三十五分二秒	第三十四分	第三十二分六秒	第三十一分五秒	第三十分四秒	第二十九分三秒	第二十八分二秒		余分

まで遡るとは到底、考えられない。「李氏卦氣圖」の李溉が北宋の人であることや、この『易林』が南宋の抄本に由来すると考えられることから、これらは南宋頃にまとめられて付されたものではなからうか。

これまでの『易林』の占法には、少なくとも三種類あった。一つ目は易筮法による占法、二つ目は分卦直日法による占法、三つ目は分卦直日法と易筮法を組み合わせた占法である。易筮法による占法とは、『易』と同様に揲策し、そこで得た卦を本卦とし、老陽・老陰があれば、その爻の陰陽を反転させた卦を之卦とする法である。分卦直日法による占法とは、占う日が分卦直日法において該当する卦を本卦とし、さらに占う時間が分卦直日法において該当する卦を之卦とする法である。分卦直日法と易筮法を組み合わせた占法とは、占う日が分卦直日法において該当する卦を本卦とし、易筮法によって得た卦を之卦とする法である。

しかしながら、以上の占法は、主に宋代の資料にもとづくものであり、後世とりわけ宋代において、どのように占われていたのかを示すものに過ぎない。分卦直日法による占法は、『易林』の撰者が卦氣説の主張者であった焦贛とされてはじめて説得力を持つ。しかし、これまでに焦贛作説には疑義が呈されており、『易林』の作者が誰なのか判然としないなかで、当初の占法だったとするには躊躇せざるを得ない。黄伯思が分卦直日法による占法に否定的であったように、後世に案出されたものとみるべきであろう。

おわりに

本稿では、『易林』の諸本を論じるとともに、これまで『易林』にどのような占法があったのかを考察した。

『易林』の諸本には、大きく分けて元抄本・明刻本・校宋本の三系統があった。ただ、黄丕烈が刊刻した校宋本もまた、元抄本に由来していると推測された。明刻本は、彭華本に源を発する。以降、彭華本を底本としたのが姜刊本であり、姜刊本をもとにしたのが馬刊本である。明刻本は、黄伯思の「校定焦氏易林序」が付されていることもあり、黄伯思校訂以降の本に由来するとみられる。元抄本と明刻本の内容の大きな隔たりの原因の一つには、元抄本は黄伯思校訂以前の本、明刻本はそれ以後の本にもとづくことが考えられた。

『易林』の占法には、少なくとも三種類存在した。一つ目は、『易』と同様に筮竹を使って卦を導き出す法である。易筮法によって本卦を導き、もし老陽・老陰があれば、その陰陽を変えた卦を之卦とするのである。二つ目は、分卦直日法によって卦を導き出す法である。これは、占う日が分卦直日法によってどの卦にあたるのかを見出し、それを本卦とする。さらに分卦直時法とも言える、六日七分をさらに六十四卦に分配する法によって占っている時間がどの卦にあたるのかを見る。それを之卦とする。この占法では、易筮法を全く使用しない。三つ目は、易筮法と分卦直日法を組み合わせた法である。これは、占う日が分卦直日法によってどの卦に当たるのか求め、それを本卦とする。次に、易筮法によって卦を求め、それを之卦とする。

分卦直日法による占法は、とても興味深いのであるが、成立当初の占い方であったか極めて疑わしい。そうした占法は、特に宋代において議論されていた。おそらくその頃に案出された占法であったと思われる。本によってはその占法に依拠した記載が付されていたが、後世の付け加えとみるべきであろう。この三つの占法の中では、一つ目の易筮法による占い方が最も現実的である。とはいえ、『易林』の正式な占い方はもはや明らかにしようがない。

なお本稿では、中国国家図書館蔵の『易林』抄本を見出し活用した。この抄本は、これまで全くと言っていいほど顧みられてこなかった。しかし、他にはない「六十卦直日積分圖」「葉氏卦氣圖」などの卦氣説に関する記述が付され、南宋の抄本に由来するとすれば非常に貴重な書物である。今後、『易林』の研究に活用されるべき本であることを最後に付言しておく。

註

- (1) 『易林』の著者の議論については、胡適「易林断帰崔篆判決書」(『中央研究院歴史語言研究所集刊』第二十本上、一九四九年) および鈴木由次郎『漢易研究 増補改訂版』(明德出版社、一九七四年) 第三部第二章「焦氏易林の成立」に要領よくまとめられている。なお、胡適は崔篆作の立場を取り、鈴木氏は焦贛撰『焦氏易林』と崔贛撰『崔氏易林』とは全くの別本であるとし、現行本は焦贛の『易林』ではあるが、崔贛の『易林』からの混入がある可能性を指摘する。
- (2) 鈴木前掲書、四三六頁。また徐芹庭氏も、『易林』占筮法は『周易』の占筮法と同じとしている(『焦氏易林新注』上・下、中国書店、二〇一〇年)。
- (3) 『易林』の諸本について論じているものには、劉黎明『焦氏易林校注』(巴蜀書社、二〇一一年)、徐伝武・胡真校点集注『易林彙校集注』(上海戸籍出版社、二〇一二年)、漢・焦延寿 元・無名氏注 馬新欽点校『易林』(鳳凰出版社、二〇一七年)がある。
- (4) 『隋書』卷三十六経籍三・五行「易林十六卷。焦贛撰。梁又本三十二卷」。
- (5) 陳振孫『直齋書録解題』卷十二「易林十六卷」。「頗恨多脫誤。嘉熙庚子從湖守王寺丞借本兩相校、十得八九。其中亦多重複、或諸卦數爻共一絲、莫可考也」。
- (6) 黄伯思『東觀余論』卷下「校定焦氏易林序」「承議郎行秘書省校書郎臣黄某所校讎中焦延壽易林、定著十六篇。篇中或字誤、以快爲決、以羊爲年、如此者衆、校讎已定」。
- (7) 前掲馬新欽点校『易林』の整理説明を参照。
- (8) なお毛氏汲古閣元抄本は、『統修四庫全書』に収録され

ている。

(9) 『易林』彭華「題焦氏易林後」「近於內閣圖書、得易林、觀其辭韻皆非後人所能到、頗類左傳中所載繇辭、因錄而藏之」。

(10) 翁連溪編校『中国古籍善本総目』第參冊（線裝書局、二〇〇五年）の記載による。

(11) 『易林』姜恩「序焦氏易林後」予未仕時、恆以不獲見恨、及知武功對山先生、出以示予、反覆誦味之餘、因命梓之、以博其傳、而私識歲月於此」。

(12) 中国国家図書館・中国国家数字図書館にて公開されている画像を使用した。善本書号17062。

(13) 李溉の卦気図は、宋・朱震『漢上易伝卦図』巻中に引かれている。

(14) 『文獻通考』巻二百二十・経籍考四十七・焦氏易林「石林葉氏曰、吾家有焦貢易林・京房易二書」。また、明・董斯張等編『呉興芸文補』巻十六では葉夢得『経籍論』の一文として引かれている。

(15) 例えば、「屯之泰」、姜刊本の四字欠の部分に馬刊本では「調攝達和」、中国国家図書館蔵の抄本では「賊破王室」に作る。「比之坎」では、姜刊本「恆山浦□」、高邑□在」を、馬刊本では「恆山浦之、高邑具在」、抄本では「恆山浦

壽、高邑所在」に作る。

(16) 刻易林略紀「坊刻易林上下經爲四卷、今攷舊志爲十六卷、更約而定之、以仍其初」。

(17) 『四庫全書総目提要』「此書隋唐宋志俱作十六卷。今本四卷不知何時所併。李宜序稱每卷四林、每林六十四變。今仍據以分卷、存其舊焉」。

(18) 『士礼居叢書』所収『易林』陸貽典跋。なお『絳雲樓書目』に「焦氏易林」とある。また『鉄琴銅劍樓藏書目錄』巻十五「易林四卷」によれば、泰興季氏蔵に宋槧本があったと言うが、詳細は不明。

(19) 『士礼居叢書』所収『易林』刻易林序「廣圻十六七歳時、從遊於長洲張白華師、借館程子念鞠家。念鞠既同門而頗蕃書、甚相得也。先是、念鞠有陸勅先手校本易林在師所、枚菴漫士吳君借而失去。廣圻後聞其事、恨不一見、多方搜訪、久之、遂獲袁君綬階以枚菴所臨及餘姚盧抱經學士所臨等本相示。最後陸本歸黃君堯圃、取勘一過、良多是正」。この顧広圻の序は、『思適齋集』巻九にも収録されている。

(20) 黃丕烈『蕘圃藏書題識』巻四・易林十六卷校本「餘數年前、曾見吳枚菴臨校陸勅先校本易林一册于書坊、因其不全置之」。

(21) 『堯圃藏書題識』卷四所収の「易林十六卷。陸勅先校宋本」および「易林十六卷。校宋本」の跋文を参照。

(22) 甯宋楼旧藏陸勅先校宋本「易林」第三册卷頭「乾隆乙卯仲夏、借盧抱經臨陸勅先校一過、六月十一日畢。宋刻雖未必盡是、然校之道藏本已遠勝。未知嚴鐵橋所藏章止李氏本更何如也。異日借得來參校、以成善本。此大快事。袁廷禱揮汗識」。甯宋楼旧藏陸勅先校宋本は、靜嘉堂文庫にて閲覽させて頂いた。請求記号・四函 二十八架。

(23) 顧広圻「思適齋書跋」卷三・易林十六卷「嘉慶乙丑、元和顧廣圻臨校、十月廿九日畢」。

(24) 元抄本もまた「乾之大畜」の繇辭において「三羊爭雌」に作る。

(25) 『東觀漢記』伝二・沛獻王輔「沛獻王輔、善京氏易。永平五年秋、京師少雨。上御雲臺、召尙席、取卦具自爲卦、以周易卦林占之。其繇曰、蟻封穴戶、大雨將集」。

(26) 易筮法は、五十本の筮を使う。まず、一本を取り、残りの四十九本を両手で二つに分け、ともに四本ずつ数えて余りを除く。そのことを三度行って、余りを除いた筮の数（正策）で陽爻か陰爻かを決める。正策が三十六本ならば老陽、二十八本であれば少陽、二十四本であれば老陰、二十二本であれば少陰とする。老陽・老陰は變爻と呼ばれ、陰

陽が極まって變化する爻とされる。

(27) 『東觀余論』卷下「較定焦氏易林序」「臣謂延壽之法、凡筮得某卦之某卦、則觀其所之卦林以占吉凶。或卦爻不發、則但觀本卦林詞」。

(28) 同上「又本朝有王伋者、於雍熙二年春、遇異人爲筮、得觀之賁、其林有西去華山、遊子爲患之語、乃贛易觀中賁林也」。

(29) 姜刊本「易林」「沙隨程迥記驗」「紹興末、完顔亮入寇時、有人以焦贛易林筮、遇解之大壯」。なお元・胡一桂撰『周易啓蒙翼伝』外篇に「沙隨程氏易解外編曰」として同様の文を引いている。しかし『易解外編』は、今に伝わっていない。また程迥撰『周易古占法』には、「紹興三十一年、沈丞相判明州時、顔亮入寇、聞有窺海道者、沈以易林筮之、遇比之隨」云々とある。

(30) 『東觀余論』卷下「較定焦氏易林序」「于直日卦中求所得卦、以考人之吉凶」。

(31) 卦氣説については、鈴木前掲書第二部第二章第二節「卦氣」、拙稿『易緯稽覽図』に見えたる卦氣説——京氏易との関連をめぐって（『東洋古典学研究』第四十四集、二〇一七年）を参照。

(32) 『漢書』卷七十五京房伝「其説長於災變、分六十四卦、

更直日用事、以風雨寒溫爲候、各有占驗」。

(33) 元抄本「焦林直日」六十卦、每卦直六日、共直三百六十日。餘四卦、各寄直一日」。

(34) 同上「凡卜看本日得何卦、便於本日卦內、尋所卜得卦、看凶吉」。

(35) 『東觀余論』卷下「較定焦氏易林序」後世昧者弗悟、乃合二術而一之、于直日卦中求所得卦、以考人之吉凶、謬託燕薊之祕法、豈不誤甚歟。蓋直日之法、分至外餘日惟一爻用事、而易林變卦則非止一爻也。乃知林自林直日災祥之法・自直日災祥之法二者、雖皆本于易、同出于焦贛、而初未嘗一其用也」。

(36) 『浪語集』卷三十「敘焦氏易林」「或者直以周易卦爻占、數猶屢有符效、至用林筮、頗多不合。伯思之說、未易循也」。

(37) 同上「筮法固於直日林中求所遇卦、於遇卦林中求變所之」。

(38) 同上「京氏學以卦爻分配晷日、坎・離・震・兌用事自分至之首、皆得八十分日之七十三。頤・晉・井・大畜皆五日十四分、餘皆六日七分。歲既有之、日亦亦然。於直日卦中分卦直時、如日之次日、凡十卦、一時八刻三分、刻之一卦配時、有一刻二分。頤・晉・井・大畜、皆五刻一分、坎・離・震・兌、用事於日、卦貞悔、初爻之首、中爻之中、皆

四刻一分、是又卜數一法。不待筮而占者、自可通用」。

(39) 六十卦直日積分圖「十二卦通直七十三日、餘四分入後卦。師履觀蹇做此」。

(40) 直日積分圖後語「一日爲八十分、一爻直八十一分一秒。一分爲六秒、歷一日爲百刻。一卦直六日七分、其一分當一刻十分刻二分半、七分當八刻十分刻之七分半」。

(41) 同上「若積餘七十三分以上、則一爻終始包一日於其中」。

(42) 直日積分圖後語「除七十二分者、則後卦之上爻盡兩日。餘七十四者、上交涉三日、餘七十五分者、第五爻涉三日、七十六分者、第四爻涉三日、餘七十七分者、第三爻涉三日、餘七十八分者、第二爻涉三日、餘七十九分者、初爻涉三日、皆可以積分推之」。なお、原文は「除七十二分者」に作るが、「七十二分」を「七十三分」に改めた。

(43) 六十卦直日積分圖「需直七日」。

(44) 分母の80は省略し、分子の数値だけ提示した。

(45) 拙稿『易緯通卦驗』の二十四節氣・七十二候「(『東洋古典学研究』第四十九集、二〇二〇年)を参照」。

(46) 卦日刻分例「此圖起癸亥者、欲知中學之初」。

(47) 同上「戊辰 中學上九起第十九分六秒。己巳冬至 中學上九盡第二十分」。

(48) 同上「若又明年、則冬至在甲戌日之四十一分」。

〔付記〕本研究はJSPS科研費 J P 1 9 K 2 3 0 1 3 の助成を受けたものである。

（広島大学大学院人間社会科学研究科助教）

THE TOYO GAKUHO

Vol. 102, No. 4 - March 2021

(THE JOURNAL OF THE RESEARCH DEPARTMENT
OF THE TOYO BUNKO)

Methods of Divination Found in *Jiaoshi Yilin*:
A Study of the Bibliography and Characteristic Features the Extant Texts

FUJITA Mamoru

Jiaoshi Yilin 焦氏易林 (hereafter *Yilin*) is a book of divination, which is thought to be written by Jiao Yanshou 焦延壽, who served the imperial court of Former Han Dynasty Emperor Zhao (昭帝; r. 87–74 BCE). This article takes up the issue of the work's approach to divination, which has been argued to conform to *shifa* 筮法 of *I-Ching* 易經. However, during the Song Period, a debate arose regarding that approach, resulting in a method of adoption quite dissimilar to that of *I-Ching*. The author proceeds to examine for the first time the *Yilin* approach to divination focusing on that very controversy and the discussions that have followed up to the present day.

The author begins by laying out the characteristic features of the work and compiling a bibliographical genealogy of the extant copies. The existing genre may be generally categorized into the Yuan-Period manuscript (元抄本), the Ming-Period print (明刻本) and the Song-Period collated print (校宋本), the last of which is thought to be based on the first, in spite of its name. The author argues that one reason why large discrepancies exist between the texts of the Yuan manuscript and the Ming print is that the former was based on a version which predated the collation done by Huang Bosi 黃伯思 (1079–1119), while the latter postdated it. Moreover, the manuscript which the author discovered in the National Library of China contains prefaces which carries information regarding the *fengua-zhiri* 分卦直日 method of assigning hexagrams to days of the month.

The author then turns to *Yilin*'s methodology via an examination of the

prefaces to the texts and related sources from the Song Period, which reveals at least three possibilities: 1) the *I-Ching* method for deriving hexagrams using divining sticks; 2) the above mentioned *fengua-zhiri* method; and 3) a combination of 1) and 2). That being said, since the *fengua-zhiri* method was specifically discussed during the Song Period, it was probably first proposed at that time in the work's history, leading the author to conclude that as it is impossible to state definitively what the orthodox divination method of *Yilin* is, it should be considered as a work outlining a number of different approaches.

Behind-the-Scenes Maneuvers in the Qing Dynasty's Diplomatic Relations
with France during the Confrontation of 1883: The Manipulation of
Public Opinion, Lobbying Activities and Policies toward France

ZHANG Tianen

During the Sino-French confrontation in the summer of 1883, not only Chinese diplomats overseas, but also several mandarins in China tried to take advantage of the conflict brewing between the French government and Parliament to make gains in their diplomatic negotiations with the French side. In particular, the Chinese minister in Paris, Tseng Chi-tse, attempted to manipulate French public opinion and lobby members of the Parliament to influence French policy towards Vietnam.

To begin with, the present article elaborates how such activities were conducted and the responses of the Chinese and French governments at the time, followed by a clarification of the ways in which these activities influenced Chinese policy toward France, and finally considering their significance for the overall character of the Qing Dynasty throughout the 1880s.

As Tseng Chi-tse kept constant watch in Paris over the conflict between the French government and Parliament, and took every opportunity to influence French policy towards Vietnam, the Superintendent of Northern Trade Li Hung-chang, while not always complicit with Tseng, did cooperate with Tseng's Parliamentary lobbying strategy by refusing to further negotiate in deadlocked talks with French Minister Arthur Tricou, by abruptly departing for Tientsin in July 1883.